

鳥取県職員用 TPOに合わせた服装基準ガイド

- 本ガイドは、県民や来庁者等の信頼、公務員としての品位を損なわないよう、節度があり、周囲の人を不快にさせない身なりを前提として、TPOに応じたドレスコードを設定するものである。
- 本ガイドの「ドレスコード」は常に一律に規定するものではない。職員に求められる服装は担当する業務や応対する相手方などによって様々なため、各所属でTPOに合わせて柔軟に対応すること。
- 式典、行事等においては、来賓等の庁外の出席者のドレスコードに合わせて基本とする。

令和8年1月26日改訂
(令和7年5月1日制定)



服装の可否に関する目安 (トップス)



高 ← フォーマル度による服装の基準 → 低

ドレスコード1
式典への出席など
一般的に正装が求められる場合

ドレスコード2
会議や行事など
庁外の方の目に触れる場合

ドレスコード3
基本的に執務室内等のみで
勤務する場合

◎…必ず着用 ○…着用可能 △…着用してもしなくてもよい。もしくは、条件付きで着用可能。×…着用不可

| 種別 | ドレスコード1 (フォーマル) | ドレスコード2 (ビジネスカジュアル) | ドレスコード3 (カジュアル) |
|--------------------|--------------------|--|--|
| ネクタイ | ◎ | △ ※ノーネクタイ可 | △ ※ノーネクタイ可 |
| ジャケット | ◎ | △ ※ノージャケット可 | △ ※ノージャケット可 |
| セーター・ タートルネック | × | △ ※必要に応じて ジャケット着用 | ○ |
| パーカー・ トレーナー | × | × | △ ※県のPRに繋がるもの or無地のものorワンポイント のみ可 |
| Tシャツ | × | △ ※必要に応じて ジャケット着用 | △ ※県のPRに繋がるもの or無地のものorワンポイント のみ可 |
| ポロシャツ | × | △ ※県のPRに繋がるもの or無地のものorワンポイント のみ可 | ○ |
| 防寒着 (フリース、ダウン等) | × | × | ○ |
| ノースリーブ | × | △ ※ジャケット着用の 場合のみ可 | △ ※過度な露出でなければ可 |
| 開襟シャツ | × | △ ※必要に応じて ジャケット着用 | ○ |



服装の可否に関する目安 (ボトムス、その他)



| 種別 | ドレスコード1 (フォーマル) | ドレスコード2 (ビジネスカジュアル) | ドレスコード3 (カジュアル) |
|-----------------------------------|--------------------|------------------------|---|
| スラックス・スカート | ◎ | ○ | ○ |
| チノパン | × | ○ | ○ |
| ワイドパンツ | △ ※セットアップのみ可 | ○ | ○ |
| ジーンズ | × | × | × |
| スウェット | × | × | × |
| ハーフパンツ・ミニスカート (ショートパンツ含む) | × | × | × |
| 革靴 (ローファー、スノーブーツ含む) | ◎ | ○ | ○ |
| スニーカー (ランニングシューズ含む) | × | △ ※華美なもの なければ可 | ○ |
| パンプス | ◎ | ○ | ○ |
| サンダル (ヒールの有無問わず、 クロックス等も含む) | × | × | △ ※執務室内に限り可 ただし、来庁者がある際は 履き替えること |

※1 いずれの「ドレスコード」の場合に関しても、いわゆる正装(スーツ、ネクタイ)の着用を妨げるものではない

※2 ノースリーブ等の場合でも、肌の露出が大きいものについては不可とする

※3 議会対応時の服装は、別途議会の取り決めに従うこと

※4 イベントの性格上、統一的な服装が必要なときは、指定の服装を着用することができる

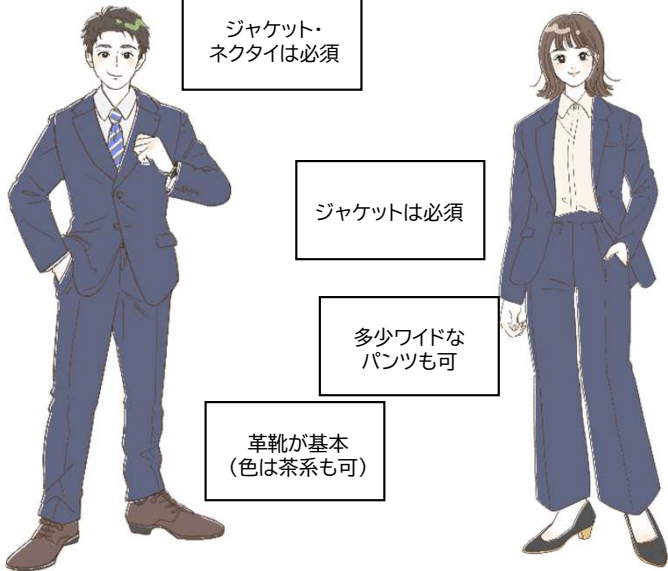
※5 その他作業服など、所属ごとに業務に必要な服装については、適宜、所属長が判断し認めることとする

参考

等級ごとの服装イメージ

ドレスコード1

式典への出席など
一般的に正装が
求められる場合



ドレスコード2

会議や行事など庁外の方の目に
触れる場合



ドレスコード3

基本的に執務室内等のみで勤務する場合

